

「豊後国司年表」考証

若杉昌昭

豊後国司については、太宰管内志、豊後国志、大日本史など江戸時代の研究のほか、久多羅木氏の国司表（史蹟名勝天然記念物調査報告）、大分市史の国司表、新日本史の国司表、中世史ハンドブックの国司表等数多くの研究がある。県史編纂班にも、古野務氏の作成した国司表があるが、これを修正増補して世に出したいと思う。今回は特に国司の任期に重点をおいて表を作成した。（時期は承久年代までとした）こうしてみると、国司の動行から奈良・平安時代の豊後国の有様が一側面からではあるが把握できる。例えば、豊後国は「上国」であるといわれているが（延喜式）、奈良時代前期は「中国」であったことが知られ、国守の任期があまりにも短い時はそれなりの理由があるし、平安時代のごく初期に赴任しない国守が現われたり等等。今回は表面だけの把握しかできなかったが、空白の部分の国司の発見、それぞれの国司の動行やそれを支えた社会経済的事情、或いは被支配階級である農民との関係等について、さらに研究を深めていきたい。史料は六国史を中心として使用したが、史料批判が充分になされておらず、また史料の読み違いがあるかもしれない。新しくつけ加えた国郡司には●印をつけた。先輩諸氏の御教示を仰ぐ所存である。

なお、出典略称は次の通りである。

豊||豊後国志

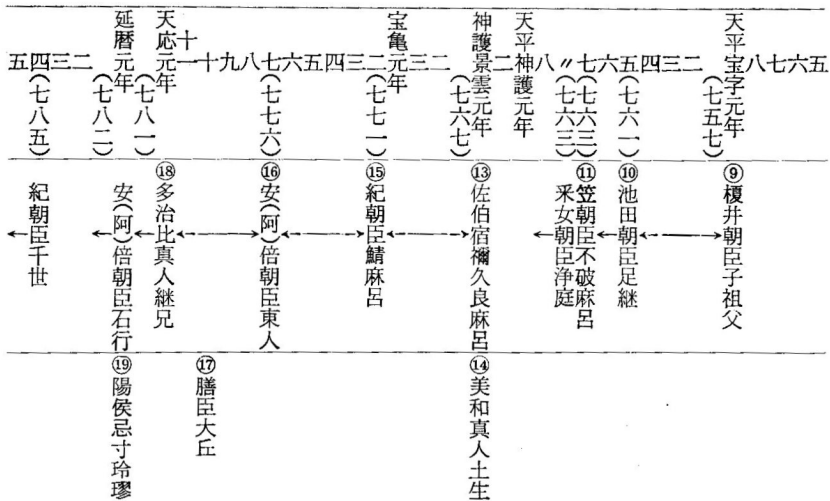
寧||寧楽遺文

統||統日本紀

日後||日本後紀

年	守	介	掾	目	郡司	出典
天平元年 (七三〇)	①大伴大夫					万葉集589
二						
三						
四						
五						
六						
七						
八						
九						
十						
十一						
十二						
十三						
十四						
十五						
十六						
十七						
十八						
十九						
二十						
天平勝宝元年 (七四九)						
二十一						
二十二						
二十三						
二十四						
二十五						
二十六						
二十七						
二十八						
二十九						
三十						
天平十九年 (七四九)						
三十一						
三十二						
三十三						
三十四						
三十五						
三十六						
三十七						
三十八						
三十九						
四十						
多治比真人中養						
豊(P90)						

続後||続日本後紀
 三||三代実録
 平遣||平安遺文
 日略||日本紀略
 本世||本朝世紀
 公補||公卿補任
 文||文徳実録
 類三格||数聚三代格
 朝||朝野群載
 宇鏡||宇佐大鏡
 ハンド||中世史ハンドブック
 新||新日本史



⑫ 大神朝臣田麻呂
(真外)

● 大野郡擬大領
土師宿禰諸恒

⑳ 海部郡大領
公常山

統(六月十六日条)

統(十月朔条)

統(四月十四日条)
統(九月十五日条)

統(十月二日条)
統(八月十一日条)
同(七月三日条)

統(七月二三日条) 豊(P 91)

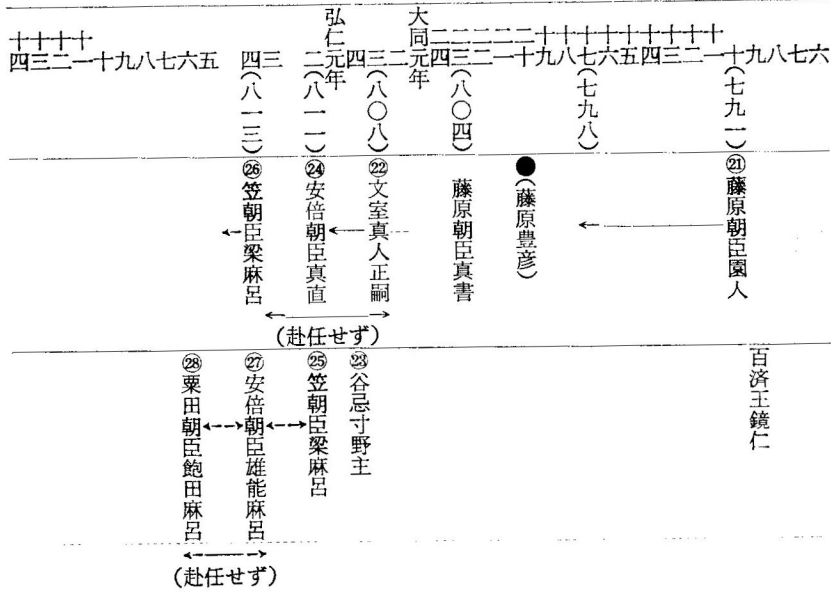
統(三月六日条)

統(二月三日条)

統(五月二五日条)

統(二月十四日条)
同(二月七日条)

統七月六日条 統正月二七日条



直入郡大領
● 膳臣広雄

統(三月十日条)
統(正月二二日条)

公卿補任(二月大和守に任ず)

尊卑分脈

日後(正月二四日条)

日後(六月朔条)
日後(正月十六日条) 豊P 167

日後(十月十一日条)
日後(六月十六日条)

日後(正月十日条)
日後(正月十日条)
日後(正月十日条)

天長元年

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

貞觀元年
(八五九)

天安元年
二(八五八)

齊衡元年
三(八五五)

嘉祥元年
四(八四九)

仁壽元年
三(八五〇)

善永王
←

清原真人澤雄
←

登美真人真名
賀茂朝臣弟岑

石川朝臣宗継

橘朝臣岑雄

藤原朝臣世數
←

中井王
(前)

山口宿禰稻床

善道朝臣根筵

坂上宿禰當岑
←

筑紫火公貞雄
(大目)

大分郡大領
膳伴公家吉

日田郡擬大領
●大蔵永弘

国崎郡大領
●吉弘侯龍麻呂
豊P 26

統後(十二月五日条)

統後(十二月九日条)
統後(八月二九日条)
統後(七月二六日条)
豊P 206

統後(八月六日条) 統後(六月三日条)
統後(八月二十日条)
統後(正月十五日条)

文(正月十六日条)
文(正月十五日条)

文(六月十四日条)
三(二月十三日条) 三(十二月二日条)
七日条) 三(七月十三日条)

昌泰元年
九八七

延喜元年
三二二

三二二 一八九七六五四三二一
延長元年
二二二 一十九八七六五四三二一
承平元年
八七六五四三二

藤原春成(權)

●大秦公宿禰相益(前大目)

●大秦公宿禰相益(前大目)

●珠野郡領
矢野久兼

豐P 186 (延喜年中)

大日本史

平遺二〇〇号(七月十七日)

平遺二四三号(十二月三日)

天慶元年 七六五四

天曆元年 九八七六五四三二

天德元年 十九八七六五四三二

応和元年 (九六一) 45 橘恒平

康保元年 二 三

安和元年 四 三

天祿元年 二

●(源時)

←

45 藤原)

高向如吉

45 藤原)
上毛野)

45 大原)
生野)

大日本史

尊卑分脈(応和二卒)

公補(橘恒平条)壬三月十七日

平遣二八五号(柞原文書)康保二年三月三日
公補(橘恒平正月卅日辞退)

天延元年 三二
 貞元元年 三二
 天元元年 二二
 永觀元年 一五
 寛和元年 二二
 永延元年 二二
 永祚元年 二二
 正曆元年 二二
 長德元年 二二
 長保元年 三三
 寛弘元年 二二
 五 四 三 二 一

● ④ 大中朝臣
 ● ④ 丹波朝臣泰親
 ④ 穴太信備愛親
 藤原貴清
 ④ 藤原国昌

佐波部致明
 (前介) 平
 坂上維光
 助安主

播麻守信

大日本史
 平遣三三八号(柞原文書)
 朝卷廿(長保三年四月一日条)
 八月五日任(介據の出典は大分市史)
 朝卷廿(三月四日条)
 大日本史
 大日本史

長和元年 八七六

●藤原孝里

寛仁元年 五四三二

(1010)

源経成

治安元年 五四三二

(1013)

⑤藤原朝臣

万寿元年 三二

長元元年 四三二

(1013)

藤原棟隆
藤原有道

長曆元年 九八七六五

長久元年 三二

寛徳元年 四三二

(大介) 紀朝臣

大領(日田郡?)
大藏

平遣四六九号(柞原文書)
御堂関白日記(二月一七日)

大日本史

平遣四八八号(柞原文書)六月八日

平遣五〇二号(柞原文書)十一月三日

日略(八月二日条)

宇鏡P138(二月二八日)

永承元年
二二

六五四三二

天喜元年
七

(一〇五四)

康平元年
二二

五五四三二

治曆元年
七六五四三

延久元年
四三二

承保元年
五四三二

承暦元年
四三二

(權)膳伴元恒
(光)

51(大介)平朝臣

(權)橘
清原

(大介)平(大介)三善朝臣

(權)伊賀為貞

(大介)三善(大介)藤原
朝臣

日田郡大領
大藏千員

宇鏡 P 135
大日本史 136

平遺六九二号・七〇〇号(杵原文書)

平遺七〇〇号(杵原文書)宇鏡 P 136(元年九月)
大日本史

大日本史(三月)宇鏡 P 136(三月十三日)

大日本史(三月)宇鏡 P 136(三月)

大日本史

(權)藤原景真

(權)秦修名

永保元年
(一〇六二)

⑧三善朝臣国経
(前)

⑨大倉高橋

応徳元年
(一〇六五)

大江俊時

大日本史

寛治元年

三三三

三三二

三三〇

三二七

嘉保元年
(一〇五五)

永長元年
(一〇五八)

承徳元年
(一〇六〇)

康和元年
(一〇六三)

(一)恆方
藤原助道
⑩中原朝臣章貞

⑪大倉紀朝臣

長治元年
五四三

嘉承元年
五四四

天仁元年
五四二

天永元年
五四三

永久元年
五四三

齋部孝茂

朝卷廿(七月二十四日条)
大日本史永保元年三月
宇鏡承暦五年二月

大日本史

大日本史

朝卷九(七月二一日条)
大日本史(三月)
宇鏡P137二年三月八日

大日本史(天仁三年五月)

元永元年 二五	保安元年 二二〇	天治元年 二四三	大治元年 二二五	天承元年 二二五	長承元年 二二二	保延元年 二二二	永治元年 二四六	康治元年 二四二	天養元年 二二二	久安元年 二二二	仁平元年 二二二
中原成俊	中原良兼	藤原忠理					源朝臣季兼	紀宗 広			高階清基

(大介) 藤原

藤原季宗

大源

大日本史

大日本史

大日本史

大日本史(十月)

平遺補六九号(十月四日)

本世(正・二八)

(本世)

ハンド(七月十九日条)
本世(八月十九日・九月二日
条)

久寿元年

保元元年 (二二五)

二 (二二五)

平治元年
永曆元年 (二二六)

應保元年

長寛元年

永万元年
仁安元年

嘉応元年

承安元年 (二二七)

安元元年

治承元年

養和元年
寿永元年 (二二八)

元暦元年

文治元年

●藤原朝臣忠輔

源 時光

59 藤原頼輔



藤原頼経

(藤原頼輔知行国主)

藤原宗長

中原兼国

△藤井恒貞

(少見) 守部重枝

(大見) 藤井国武

仁平三年九月・久寿元年一月一日・三十日
二月二日・三月二十五日
十月二十六日

大日本史 (藤原忠輔の出自は豊後国志)

ハンド(六月二十五日・九月九日) P131
宇佐大鏡 P134

大日本史 公補寿永六年頼輔条

公補(寿永元年頼輔条)

ハンド

大日本史 ハンド(四月二十七日)

ハンド(十一月三日) 大日本史
ハンド(二月八日) 大日本史
公補建保二年宗長条

建久元年 (二二六)	藤原朝臣季光	吾妻鏡(六月一日條)
建久元年	源長和	吾妻鏡(六月九日)
正治元年 (二二六)	(藤原能直) 源長和	新(建久六年八月)
建仁元年 (二二〇)	(櫻伴) 信景	新(建久九年一月)
元久元年		大日本史
建永元年		大日本史
承天元年 (二〇六)	源朝業	大日本史
建曆元年		
建保元年		
三		
二		
一		
承久元年		

三善資直

① 守大伴大夫

大日本史の国司年表は、天平二年正月に見ゆとして大伴三依（御依にもつくる）をあげている。万葉集には三依の筑紫赴任中と思われる歌（五五六号）があり、九州に居た事は確かであろう。大日本史がこの三依を豊後守と認定したのは、天平二年正月、大宰師大伴旅人の家に府官人が集まり梅花の宴を開いた時の歌に「豊後守大伴大夫」とある（八一九号）のを大伴三依としたのであろう。しかし、大伴三依は天平二十年二月十九日正六位上から従五位下になり、天平勝宝六年七月十三日初めて主税頭に任官、天平宝字元年六月十六日参河守になっている人物であり（続紀）、十八年も前の天平二年に、しかも従五位下に授位する以前に豊後守になったとは考えられない。従って、ここでは豊後守大伴大夫とした。

② 介藤井連広成

久多羅木儀一郎氏の豊後国司表（史蹟名勝天然記念物調査報告内）及び大分市史の国司表等には、介藤原広成をあげているが、これは豊後国志にある藤井広成の誤りであろう。万葉集の「藤井連遷任上_レ京時、娘子贈詠一首」と「藤井連和詠一首」（一七七八・一七一九号）とにある「名欲山」を現在の竹田市木原山、あるいは三宅山にあてる説があり、藤井連が豊後に居たようにみえる。しかし、続紀によると、藤井連広成は葛井連広成にあたり、天平三年外従五位下、同十五年筑前国に派遣され新羅使の供客の事を検校していることはみえるが、豊後国に関する記事はない。はたして藤井連広成が介として豊後にいたのであろうか。次の二点より否とみる。

第一は、時代が下るが、弘仁式によると、任国に於ける国司巡行の従者は、国介以上三人、掾以下二人、史生一人と定められている。天平九年の豊後国正税帳により国司巡行をみると、守・掾・史生にはそれぞれ従者が与えられているが、介に与えられた従者がいない。つまり介がいなかった事を意味する。

第二は、天平十年、豊後国に任命された国司が赴任する途中周防国を通過しているが、守小治田諸人、掾田辺縣麻呂、目河内入鹿の三官であり介がいらない（周防国正税帳）。

以上のことから、豊後国は介のいない国、つまり「中国」であったことがわかる。延喜式では豊後国は「上国」であるが、天平九・十年の頃はまだ「中国」であった。こうみてくると、豊後国志のいう介藤井連広成は疑わしい。

⑧ 守陽侯史真躬

統紀には天平十年四月廿二日豊後守に任官したとあるが、豊後国正税帳の継目裏書には「豊後国天平九年正税帳守外従五位下楊胡史真身」とあり、統紀の記録以前に豊後守として署名している。この場合は中央の記録よりも、現地で署名している方が信用できる。すると、天平九年には既に豊後国守であった。問題は、いつ任官したかであるが、統紀によると、天平七年二月廿三日外従五位下を授位しており、それ以後任官したと判断すれば、長くても次の国守と交替する天平十年までの三ヶ年になる。

④ 守小治田朝臣諸人

統紀によると天平十年八月十日豊後国守に任官する。彼が確かに赴任したことは、天平十年周防国正税帳に「(十月十四日下伝使豊後国守外従五位下小治田朝臣諸人將從九人、合十人、四日食稻十二束四把、酒八升 塩八合」とみえ、赴任の途中周防国で四日分の食料を受けていることで確認できる。しかし、統紀により、その後天平十八年従五位下、天平勝宝六年従五位上の授位はわかるが、いつまで豊後国守であったかは不明である。

⑤⑥ 掾田邊縣麻呂・目河内入鹿

前出周防国正税帳より、守、掾、目の三官がそろっている最初の例である。周防国を通過したのは、まず六月十二日掾田邊史縣麻呂、七月三日目河内入鹿、八月十日守小治田朝臣諸人であり、豊後国入国は掾・目・守の順である。

⑦ 日田郡・玖珠郡司

郡司として最も早く史料に現われたもので、天平九年豊後国正税帳に、恐らく日田郡であろうが、「大領外正七位上勲九等日下部連吉嶋、少領外従七位上勲十等日下部君大君、主帳外少初位上勲十等日下部君^(少領)死」、玖珠郡条に「領外正八位下勲九等

国前臣龍鷹、主帳外大初位下勲十等生部宮立」とみえる。珍珠郡少領は名前からみると国東地方出身と思われる、地方豪族も律令制の下で郡司として移動させられたのではあるまいか。

⑧ 多治比真人中養

豊後国志は多治比真人中養、大日本史、大分市史、久多羅木氏等の国司表は多治比真人牛養としている。統紀には多治比真人中養なる人物はなく、豊後国志の読み違いで多治比真人牛養であろう。しかし、旧本の多治比真人牛養豊後守は、普及版の新本では備後守に修正されている。ここでは、多治比牛養は豊後守ではなかったとする。しかし、統紀では国守の任期がある程度確認できるほど記録が残っているのに、守小治田諸人と次の国守榎井子祖父との間の十六年間に豊後守が記されていない。少くとも一人か二人の国守の任命があってもいいのだが、この時期が、藤原広嗣の乱、数度の遷都、大仏铸造と大きな出来事が次々と起った為ではなかるうか。

⑨ 守榎井朝臣子祖父

初めて任期が確認できる。統紀によると、天平宝字元年六月十六日豊後守になり、同五年十月朔少輔に転任するが、同日池田朝臣足継が豊後守に任命される。四年間の任期である。以後任期の確認できる国守はその期間を表で印をつけた。

⑩ 守池田朝臣足継

天平宝字五年十月朔豊後守任官、同七年四月十四日左少弁に転任、同日笠朝臣不破麻呂が豊後守に任官するまでの一年六ヶ月間である(統紀)。

⑪ 守笠朝臣不破麻呂

天平宝字七年正月九日、正六位上から従五位下を授位、同日日向守任官、同年四月十四日豊後守任官、同年九月十五日次の国守采女朝臣浄庭が任命されるまでと、短期間に移動している(統紀)。

⑫ 員外掾大神朝臣田麻呂

天平勝宝元年十二月廿七日外従五位下を授位するが、同六年十一月厭魅を行ったことが発覚し、除名され本姓に復し多櫛島に配流さる。しかし、天平神護二年十月二日、本位に復し豊後員外掾に任官する(統紀)。宇佐託宣集宝龜四年正月文書には、小田麻呂、多麻呂、田丸君などともあり、官司、大官司、豊後前司、宇佐郡向野郷戸主などとも記されている。

⑬ 守佐伯宿禰久良麻呂

大伴大夫や陽侯真躬のような学者タイプの国守に対して、佐伯宿禰久良麻呂は藤原仲麻呂追討の論功(天平宝字八年十月)、陸奥鎮守権副將軍として出羽国を鎮定(宝龜八年十二月)するなど武人タイプの国守である。任期は神護景雲元年八月十一日から宝龜二年七月廿三日までである(統紀)。彼の任官は、豊後国守に始まり、延暦五年九月廿九日従四位上で右長官になるまでの二十年間であり、豊後守は彼の長い官人時代の始まりである。

⑭ 介美和真人土生

神護景雲元年七月三日、従五位下で主殿頭と豊後介とを兼任する。史料でみる最初の豊後介である。豊後国志は「豊日誌。豊後介美和真人土生居住于日田郡竹田別府」とあり、豊後国に居住したとあるが、統紀によると、その後宝龜元年十月廿三日主殿頭で伊勢介を兼ね、同二年七月廿三日左少升で但馬員外介を兼ね、同年十一月十九日主殿頭で丹波員外介を兼ね、同三年四月廿七日主殿頭で伊勢員外介を兼ねるなど四ヶ月から九ヶ月おきに地方の介を歴任しているのを見ると、任国に実際に赴任したとは思えない。しかし、兼任ではあるが豊後介が登場してくる事は、豊後国が「中国」から「上国」になった事を意味し、神護景雲元年は豊後国にとっては注目に値する年である。

⑮ 守紀朝臣鯖麻呂

宝龜二年七月廿三日から同七年三月六日まで五年間豊後守、三日後の九日に木工頭に任官する(統紀)。国守の任期は大宝令で六年と定められているが、後四年と改められ、宝龜十一年には大宰府官人と管内国司の任期が五年になる。豊後国守は宝龜年代の国守の任期が五年である。

⑩ 守安倍朝臣東人

宝龜七年三月六日から天応元年五月廿五日までの五年間豊後守である。その間、同元年四月十五日には正五位上を授位している（統紀）。

⑪ 介藤臣大丘

宝龜十年二月廿三日、外従五位下で大学博士と豊後介とを兼任する。天平勝宝四年には留学生として入唐した文人でもある。介美和真人土生と同じく従五位下でしかも兼任であるため本来の介の形態ではないが、豊後国の「上国」化への過程であろう。

⑫ 守多治比真人継兄

天応元年五月廿五日から延暦元年二月十四日まで九ヶ月と短い任期の国守である（統紀）。この国守も宝龜十一年従五位下を授官（統紀）延暦廿四年神祇伯で右兵衛督を兼任するまでの二五年間、若い時期に豊後国守になっている。

⑬ 介陽侯忌寸玲瓏

豊後国守陽侯史真躬の男。天平勝宝元年五月五日、真躬の男四人が各々大仏知識錢一千貫を献じて正八位から外従五位下を叙せられ、延暦元年二月七日豊後介に任命される（統紀）。初めての兼任でない豊後介の誕生である。外従五位下という位階が気になるが、豊後国の「上国」が定着したのであろう。

⑭ 海部郡大領海部公常山

延喜四年正月廿七日、撰津国、近江国、丹波国郡司等と供に民を撫するに方ありとして外正六位上から外従五位下を叙せられる（統紀）。

⑮ 守藤原朝臣國入

豊後国守として赴任して五位の位で終った者が多い中で、史料でみる限り、後に中央で最も活躍した国守の一人であろう。延暦十年正月廿二日従五位上で豊後守に任官し（統紀）、同十七年二月大和守になる（公卿補任）までの七年間豊後守であつ

たと思われる。しかし、藤原園人の授位授官の経歴からみると豊後守に七年間というのは少し長すぎるようにも思われる。藤原園人に関する記録では、民政に関するものが数多く残っており、これが「常有良吏之称」（豊後國志）と言われた所以であろう。家柄もよく、贈太政大臣藤原房前の孫で、故参議従三位大藏卿藤原楓麻呂の男（公卿補任）とあり、日本紀略では六三才で卒。右大臣従二位兼皇太子伝で死後左大臣正一位に叙せられている。史料にみる限り、豊後守で後に正一位まで昇った者は他にみあたらない。

② 守文室真人正嗣

文室真人正嗣は日本後紀には次のようにみえる。

大同三年六月朔 従五位下文室真人正嗣為中務少輔豊後守如故

“ 八月廿二日 従五位下文室真人正嗣為齋宮頭豊後守如故

大同四年正月十六日 齋宮頭従五位下文室真人正嗣為兼上総守

“ 正月廿三日 従五位下文室真人正嗣為豊後守

“ 二月十三日 従五位下文室真人正嗣為陰陽頭豊後守如故

弘仁二年十月十一日 従五位下文室真人正嗣為周防守

右のように、文室正嗣は大同三年六月朔から同四年二月までのわずか八ヶ月の間に中務少輔、齋宮頭、陰陽頭と三つの官職を歴任しており、大同年間の中央での人事移動の異常さを感じさせる。文室正嗣の豊後守は、一時中断があるが、大同三年六月以前から弘仁二年十月十一日文室正嗣が周防守に任官する日（同日安倍真直が次の豊後守になる）までである。しかもそれは兼任である。途中、大同四年正月廿三日に豊後守専任になるが、わずか二十日後の二月十三日に陰陽頭と兼任しているから豊後國に赴任したとは考えられない。結局、文室正嗣は京にいたまま豊後守を兼ねていたものであり、史料にみる限り豊後國における在京國司の初見である。

⑳ 介谷忌寸野主

国守文室真人正嗣が大同三年から四年にかけて目紛しく官職を替えているが、介谷野主も大同三年五月十四日土佐守、十一月四日掃部正、十一月廿七日主殿助、同四年正月十六日豊後介と短期間に官職を替えている（日本後紀）。平城天皇のこの時期はゴタゴタが続き、後に藤原菓子の乱が起っており、貴族達はいろいろと模索したのであろう。官位相当表によれば上国の介は従六位上であるが、谷忌寸野主は従五位下で豊後介である。この時国守である文室正嗣が豊後国に下向しなかつたため、実務はこの谷野主が行ったはずであり、守の事務を代行するという意味があつたのであろう。

㉑ 守安倍朝臣真直

この人物も大同三年五月三日から同四年二月十三日までの九ヶ月の間に五つの官職を歴任し、弘仁二年十月十一日主殿頭となり豊後守を兼任、翌年八月三日権左少弁となり豊後守を兼任した（日本後紀）。主殿頭、権左少弁が本官であり、前国守文室真人正嗣と同じく豊後国には赴任してないと思われる。

㉒ 介笠朝臣梁麻呂

弘仁二年十月十一日から弘仁四年正月十日まで一年七ヶ月の間、前介谷野主と同じく従五位下で豊後介である（日本後紀）。国守安倍真直が赴任しなかつたため、守の政務を代行したからであらう。

㉓ 守笠朝臣梁麻呂

弘仁四年正月十日豊後介から豊後守になる（日本後紀）。同一国の介から守への昇任の初見であるが、守が赴任せず、守に代わって実務をとっていたという特殊な事情があるからであらう。

㉔ 介安倍朝臣雄能麻呂

弘仁四年正月十日から同六年正月十日まで二年間豊後介を兼任している（日本後紀）。豊後介を兼ねるといふ事は赴任してない事である。今度は守笠朝臣梁麻呂が任国にあり、介安倍朝臣雄能麻呂が任国にない。前の守文室真人正嗣、安倍朝臣真直

の時と逆である。守が赴任しない時は介が、介が赴任しない時は守が政務をとつたのである。大同、弘仁という平安時代のごく初期に豊後国の国司制度は崩れている。しかし、大同から弘仁にかけての平城天皇の時期は混乱期であり、特殊な時代と考へてもよいかもされない。日本後紀がこれ以後闕本となっているため確認できないのが残念である。

⑳ 介粟田朝臣飽田麻呂

この介も弘仁六年正月十日、従五位下で諸陵頭となり豊後介を兼任するため（日本後紀）赴任してない。

このように介の兼任の例は、前述の美和真人土生や膳臣大丘の兼任と、弘仁年間の安倍朝臣雄能麻呂や粟田朝臣飽田麻呂の兼任と、二つがあげられる。しかしその意味するところは大きいちがう。即ち、前者は豊後国に介が設置され、「上国」になつた事を意味し、後者の兼任は豊後国に介が赴任しなくなり、国司制度が乱れていく事を意味するものである。

㉑ 吉弘侯龍麻呂

豊後国志は豊日志を引用して国埒郡大領としてあげている。しかし、続日本後紀では「（承和四年三月十三日）豊後国人外従五位下吉弘侯龍麻呂賜姓貞道連」とあるだけであり、しかも外従五位下で大領というのはおかしい。

㉒ 介中井王

続日本後紀承和九年八月廿九日条の大宰府言上によれば「前介正六位上中井王私宅在日田郡二及私営田在諸郡一任意打損郡司百姓一因茲吏民騒動未遑安心……」とあり、私腹をこやし、農民を苦しめた国司として有名。

㉓ 日田郡擬大領大蔵永弘

豊後国志には「其（中井王）子永弘以清廉篤恭授日田郡擬大領外従六位下」とあるが、確認できない。

㉔ 大目筑紫火公貞雄

大宝令によれば「大目」が設置されるのは「大国」である。「上国」である豊後国に大目はないはずであるが、嘉祥元年八月六に豊後大目大初位下筑紫火公貞雄なる人物があらわる（続日本後紀）。しかし、宝龜六年三月二日、伊勢国以下二三ヶ

国に大小目、或いは少目二名、少掾二名などの設置があり（統紀）実情にあわせて定員増が行われていったようである。仁寿三年六月八日の太政官奏によると、上国でも豊前・豊後等廿七ヶ国に大小目があるので、駿河・安芸・紀伊三ヶ国にも目を増員されたいとあり（類聚三代格）、豊後国は仁寿三年には大小目のあったことがわかる。その六年前の嘉祥元年に大目筑紫火公貞雄が忠世宿禰の姓を賜っているのである（統日本後紀）。

③③ 権守登美真人真名

嘉祥二年八月廿日から翌年正月十五日までのわずか四ヶ月間の権守である。それは統日本後紀によると「謀叛」を企て配流されたからであるが、その内容がよくわからない。権守に任命される前の承和十三年法隆寺僧善愷から訴えられる事があり、豊後権守の任命は左遷であったかもしれない。登美真名がこのような動きを示したのは「真名頗有才学口弁過人。抑屈己者。必酬以彼所病。故議者疾之。法隆寺僧善愷訴訟事。遂延及弁官除名。此類也」（文徳実録）というように彼自身の性格によるところがあったのであろう。

③④ 介山口宿彌稲床

齊衡元年正月十六日（文徳実録）から貞観元年正月十三日（三代実録）まで豊後介である。守石川朝臣宗継の悪政を訴えている（貞観元年十二月廿七日条）。

③⑤ 守橘朝臣岑雄

天安二年六月十四日（文徳実録）から貞観元年二月十三日（三代実録）まで八ヶ月という短い任期である。

③⑥ 介善道朝臣根筵

貞観元年正月十三日から同年三月廿二日までのわずか二ヶ月の任期である（三代実録）。

③⑦ 介当野忌寸平麻呂

貞観元年三月廿二日任官、同二年正月十六日には秦宿禰安雄が豊後介になっており、その時までとするると九ヶ月とやはり短

い任期である（三代実録）。なお、天安元年八月十六日当野伊美吉平麻呂なる人物が豊前介になっているが（文徳実録）、定期的にみて同人物であろう。

③⑧ 介兼宿禰安雄

豊後国志は守としているが、三代実録によると、貞観二年正月十六日豊後介となる。

③⑨ 守藤原朝臣広守

貞観七年正月廿七日任官し、翌年二月十三日伊勢権介に任命されているが、後の貞観十年十月廿八日の刑部省断罪文に「從五位下行権介藤原朝臣広守断罪違律」し「贖刑」となっているところをみると左遷であろう。

④⑩ 介菅野朝臣宗範

貞観七年正月廿七日豊後介となるが、わずか三ヶ月後の四月十五日薩摩守に昇任した（三代実録）。

④① （権介和氣時雄）

大分市史や久多羅木氏の国司表には権介和氣時雄をあげているが、これは豊前介の誤りである。

④② 守藤原朝臣智泉

類聚三代格（郡司事）の元慶三年九月四日太政官符に、豊後守藤原朝臣智泉がみえ、三代実録元慶七年正月七日条に豊後守藤原朝臣智泉の從五位上授位の事があり、元慶三年から七年の間は豊後守であったことがわかる。元慶元年四月廿六日には肥後介に任官しており、藤原智泉が豊後守になるのは、それ以後元慶三年までの間であると思われる。

ところで、元慶三年の太政官符は注目すべきである。参考のために全文を掲ぐ。

「太政官符

應レ停止任用之吏恣決ニ郡司及書生國事等ニ支

右澤ニ豊後守從五位下藤原朝臣智泉解狀一稱。凡一國興廢唯繫ニ官長。庶務理乱非レ由ニ佐職。又郡司之罪。法立ニ科條。有下降ニ考第一且没ニ職田と支不レ獲レ已。爲レ加ニ見決。其尤重者至ニ于解却。而任用之吏不ニ必其人。寄ニ支於公。報レ怨在レ私。或信ニ僕從之言ニ枉決ニ郡司。或逆ニ官長之意ニ強罪ニ書生。因レ茲。堪レ支之人皆恥ニ出仕。無頼之輩僅以從レ職。假令循良之宰有レ施ニ政術。郡司既非ニ其人。無レ所ニ辨濟。況亦吏民不レ和。部内騒動。不レ改ニ舊職。何期ニ新治。望請。任用之官不レ聽ニ見決。若有ニ雜任致レ怠必可ニ見決ニ者。官長者判ニ過狀ニ而後行レ之。然則 朝威弥蔽。出仕自衆。謹請ニ 官裁ニ者。大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使源朝臣多宣。奉レ勅。依レ請。但五位介不レ在ニ此限。然与奪之官。職務稍重。莫レ令ニ雜任以致ニ不遜。立爲ニ恒例。諸國准レ此。

元慶三年九月四日

「任用の吏」すなわち介以下の国司が「官長」である国守の許可なく郡司以下国衙の役人を統轄する事を禁止している。つまり、国守へ権力を集中しようとするのである。それを豊後国守の藤原智泉が願ひ出、太政官が許可を与えているのである。在庁官人の勢力が強、豊後国の国司制度が動揺していたことを示す史料であるとともに、現地に下った国司が権力を掌中にとりもどそうとした姿でもある。

④③ 介藤原朝臣安主

豊後国志は守としているが、三代実録によると豊後介である。

④④ 守橘朝臣長茂

仁和元年正月十六日豊後守に任命されるが翌年二月三日撰津守以下十人の国司と供に、任国に赴任しなかつた科で取調べを受け、同二年五月十八日、撰津守、肥後守、甲斐守、豊後守の四人が位一階を下げられ追放される（三代実録）。十人の国司のうち、甲斐・安房・上総・隠岐・肥後・豊後・対馬と七人までが辺境の国守であり、この頃から国守が地方に下ることを嫌う風潮がでてきた事をうかがわせる。橘長茂追放のあと、仁和二年六月十三日次の国守源朝臣淵が任命される。

④5 守橋恒平（恒平）

応和元年壬三月十七日豊後守に任命され、康保三年正月卅日辞退する（公卿補任）。橋恒平が現地に下っていることは、康保二年三月三日の豊後国由原宮師僧仙照解文外題に守として署名していることから確認できる。

④6 介藤原、権掾藤原、掾上毛野、大目生部、少目大原

国司制度が緩み始める頃に、現地に守介掾目の四等官がそろっていたことを示す最後の史料がいまのところ前出の豊後国由原宮師僧仙照解文外題の署名である。掾・大目・少目などは名前からして在地の豪族を任用したのではないかと思われる。

④7 大中臣朝臣

永祚三（二か）年二月九日の豊後国由原宮師仙照解文外題の署名者を平安遺文は「大中臣朝臣（草名）」大分県史料は「大介源朝臣（花押）」、増補訂正編年大友史料は「大介朝臣（花押）」と読んでいる。この人物が税所の勘申に基いて許可を与えており、豊後国に於ける現地の最高指揮者である。表にあるように後になって国守が赴任しなくなると、大介があらわれるが、この時期はまだ豊後国守が赴任して来ており、この人物は守だと思われる。大介と読むには少し時代が早すぎる気がする。

④8 守丹波朝臣泰親

朝野群載の長保三年四月二日前豊後守丹波朝臣泰親申文に、「長徳二年八月五日拜彼国守」とある。しかし、この国守は次の守穴太宿禰愛親から任期中中に「逃亡」し国内が乱れたとして訴えられている。泰親は父前土佐守行衛が病氣になり命も危くなったので急ぎよ帰京したと答えているが、国守の職が軽くなっていく様子を示している。

④9 守藤原国昌

大日本史によると寛弘四年二月、豊後守に任ぜられる。平安遺文は由原宮師如寿解文外題の署名者「守藤原朝臣」を藤原国昌にあてており、これを採用すると、寛弘十年正月廿六日の時点でも豊後守であった。

⑤① 守藤原朝臣

治安二年六月八日、万寿二年十一月三日の由原宮師皇慶外文外題に署名しているが、時期的にみて同一人物であろう。まだ現地に赴任している。

⑤② 大介平朝臣

大介の史料初見は、宇佐大鏡の長元九年二月「大介紀朝臣」である。由原宮師仁円解文外題に署名している「大介平朝臣」から「大介」の役割を知ることができる。即ち、仁円の申請に対して、田所が勘申し、大介紀朝臣が許可を与えていることにより、大介紀朝臣が豊後国における実質的な支配者であることがわかる。国守の署名がないことは国守が赴任していなかったのであろう。いわゆる国司の遙任をうかがわせる。大介の下にある組織の一つが「田所」であり、ここに権大掾橘・権掾清原・目代越後守・散位紀朝臣などがある。

次の天喜元年三月十九日由原宮僧救円解文外題の署名は「大□□朝臣(草名)」とあるが、「権大掾橘・権掾清原・目代・散位紀朝臣」は前出の田所と同じ組織であり、時期的にみても□□は大介平であろう。これ以後も大介の名は寛平二年大介平・大介三善朝臣、延久元年大介三善・大介藤原朝臣、永保元年大介高橋、康和二年大介紀朝臣、保延五年大介藤原とみえる。少くともこれら大介の存在する時期は、国守は現地に下向してなかったと思われる。

⑤③ 守三善朝臣国経

永保元年七月廿四日の宣旨(朝野群載)に「応レ令下前豊後守三善朝臣国経弁申不行交替務上道子細事」とあり、三善国経が国司交替の時、大宰府の押書を得ないまま、新任国司との交替事務を行わないで帰京したその理由を弁申させている。これにより三善国経は豊後守として実際に現地に赴任しているが、国守自身が国司制度を乱していくことがわかる。

⑤④ 守中原朝臣章貞

康和二年七月廿一日、豊後守従五位上中原朝臣章貞が「辞三刺史三任諸司長官例」をあげて、豊後守から内匠頭に遷任さ

れることを願ひ出ている（朝野群載）この史料だけでは中原章貞が豊後国にあったかどうかは不明だが、宇佐大鏡に康和二年三月八日に大介が署名したとあり、大介の役割からすると、中原章貞は豊後国に赴任しなかったと思われる。

⑤4 守源朝臣季兼

豊後守源朝臣季兼の名は、康治二年十月四日（平安遺文補六九号）、久安四年八月廿八日（同二六五三号）、久安五年五月十九・廿日（同二六六五・二六六八号）、久安五年十月十六日（本朝世紀）にみえるので、康治二年以前から久安五年まで豊後守であった。久安五年十二月卅日の小除目で（本朝世紀）豊後守に紀宗広、対馬守に源季兼の名がみえるので、源朝臣季兼は豊後守から対馬守に任命されたものと思われる。しかし、この豊後守は、久安四年撰政（忠通）家政所下文や（平安遺文）、同五年撰政（忠通）家御教書（同）に豊後守源季兼と署名しており、撰閔家の家司が本官である。つまり現地には赴任していないのである。おもしろいことは、康治二年の源季兼寄進状（同）によると、能登国の若山庄を寄進し「預職」（預所職か）は季兼子孫孫が継ぐとあり、荘官も兼ねており、時代のなみにのっているということである。

⑤5 守高階清基

本朝世紀には、従四位下で豊後守とあり、国守としては位階が高すぎる。収入源としての豊後守であろう。

⑤6 守藤原頼輔

公卿補任によると、永暦元年正月廿一日から永万二年二月一日まで豊後守であった。平家物語によると、その後豊後国は藤原頼輔の知行国で、子息頼経が代官として派遣されたとある。そして頼経のあと、治承四年二月廿八日、子の宗長が豊後守となる（公卿補任宗長条）。豊後国は知行国として単なる収入源となっていたことがうかがわれる。

尚、藤原頼輔の表は中世史ハンドブックに拠った。